

・「令和3年度 第13回 焼津水産ブランド」募集・更新要綱

1. 主催 焼津市水産業クラスター協議会（焼津商工会議所）

2. 後援 焼津市

3. 目的 ①焼津市の産業活性化及び商業振興
②水産資源の幅広い分野への活用及び有効利用
③環境に配慮した産業の促進
上記3項目を通じて焼津をブランド化することを目的とする。

4. 応募資格

下記の3項目を満たす事業所とする

- ①焼津市内に本社・工場等の拠点をもち個人、法人
- ②焼津水産ブランド事業に対する資金的・人的協力を惜しまない個人、法人
- ③当協議会が実施する調査、開催する会議に積極的に参加・協力すること

5. 新規認定商品条件

※今回の審査会は、コロナ禍でありますので開催方法を変更させていただきます。審査する商品を一般審査員、専門審査員へ郵送いたします。審査する商品は、各自の調理を必要とする冷凍・冷蔵商品のぞき、そのまま食することができる常温で保存できる商品に限定いたします。理由は調理方法を記載したものをお渡ししても、どうしても各自の調理の仕方により味が左右されることから、味が一定でないとの理由からです。

- ・焼津市内で製造または栽培された水産関連商品。
 - ・自社製造商品(※)で既に市販されており、焼津市内で既に販売されている水産関連商品。
 - ・申請事業所が、当ブランド事業に対する理解を示し、ブランドシールを積極的に商品に添付する事業所であること。
 - ・関係法令に準拠し、かつ違反していないこと。
 - ・同一商品名でフレーバー等により多種類ある商品についてはその商品全体でひとつの登録とすることができる。ただし、その場合は全種類が合格しなければならない。
 - ※ 自社製造商品とは、自社が食品製造業を営み、自社商品として販売するため他社工場（焼津市内外問わず）に委託生産させたものも含まれる。但しこの場合は自社の製品を使いまたは製品開発から関わりをもつことを条件とする。
- また、受託企業は委託企業の製品を生産するのみであり、受託企業はその商品をブランド申請できない。
- ※ 半製品を市内又は市外の企業に生産させ、完成品の工程を自社で行うものも含まれる。
 - ※ 本社が焼津にある企業で、市外の自社工場で生産された商品で自社製造商品として出荷している商品も自社製造商品とする。

6. ブランド区分とその審査基準

(1) 焼津水産ブランド（既存認定商品 平成28年4月1日時点で認定されている商品）

焼津市内で製造された水産関連商品で、平成28年4月1日付で更新認定されている認定商品は、自動的に「焼津水産ブランド」に認定される。審査なし。但し製品の内容に変更があった場合を除く。

(2) 焼津水産ブランド（新規認定商品 平成29年4月1日以降に新たに認定される商品）

◆水産加工食品（通常の食品）

- 一般審査 公募した一般人による審査。審査項目：「美味しいか」「買いたいか」
- 専門審査 専門審査員により、味・歯ごたえ・香り等総合的な審査

◆栄養補助食品

- 一般・専門家審査 「食べやすいか」「体に良いと思えるか」

※6年間、新規認定商品として継続認定された場合は、焼津水産ブランドの既存認定品として申請可能である。その場合は事業所が所定の申請用紙で申請すること。

■食品のシリーズ商品の認定

- ①シリーズ商品としてコンセプトが統一されていること
 - ②商品名に同じ商品名が使われていること
 - ③シリーズ商品のパッケージデザイン、包装の大きさ、内容物の大きさ・重さ、包装材の材質などが統一されていること
- ※上記①、②、③の条件を全て満たす場合、シリーズ商品として認定する
(焼津水産ブランド食品基準 参照)

7. 応募方法

新規認定商品（水産加工品）への申請、新規認定商品（栄養補助食品）への申請と、申請内容により提出いただく書類が異なりますのでご注意ください。

- ① 新規認定商品（水産加工品）の申請
様式1、様式2、様式3
- ② 新規認定商品（栄養補助食品）の申請
様式1、様式2、様式4

以上を、下記期間までに焼津商工会議所に提出する。また、①・②申請者は審査会で使用するための展示用見本商品、試食用の商品（料理済の物を含む）及び試食に使用する消耗品を無償提供しなくてはならない。なお、商品の返却はしない。

8. 新規認定商品の審査方法

- ① 焼津水産ブランド審査委員がブランド基準に基づき審査する。
- ② 審査委員会は、専門家と一般消費者で構成する。
- ③ 審査は審査会での試食審査、申請事業者の説明をもとに審査をする。申請事業者は審査会当日、商品説明と試食の配布を行う。

9. 認定期間

- ①焼津水産ブランド（新規認定商品・既存認定商品）
2021年4月1日から2023年3月31日の2年間

※認定期間中に、必要に応じて商品及び商品に関わる書類の提出を求める場合がある。

10. 認定の取り消し

- ・認定品は、消費者からのクレームがあった場合及び焼津水産ブランドの信用を傷つけ、その目的遂行に反する行為をおこなった場合は、協議会の決定によって認定を取り消す。認定を取り消された場合には、取り消しの日からその効力は消滅する。その場合の登録料他の返還には応じない。
- ・認定期間中に、申請事業所による食に関する事故（食中毒等）が起きた場合は、その原因を確認の上、その企業の責任が明確な場合は、認定を取り消す。
- ・認定事業所が倒産した場合は、認定を取り消す。
- ・認定事業所から認定の取り消しの申し出があった場合に、取り消しを行う。ただし、その年度に発生した登録料他は、年度途中取り消しであっても返金しない。

11. 更新

新規認定商品（水産加工品）の更新、既存認定商品の更新を希望される場合は、下記の更新申請書類を下記の期間中に焼津商工会議所へ提出する。

- 新規認定商品（水産加工品）の更新申請
様式1、様式3、様式5-2
- 既存認定商品の更新申請
様式1、様式5-1

- ・新規認定商品の更新審査の申請者は、審査で使用するための展示用見本商品、試食用の商品（料理済の物を含む）及び試食に使用する消耗品を無償提供しなくてはならない。なお、商品の返却はしない。更新審査の日時は別途申請者に通知する。

12. 申請料

0円

13. 登録料

登録料 既存認定商品 2万円（2年間） 新規認定商品 1万円（2年間）

14. 認定商品に対する特典

- ・ 認定商品は、製品への焼津水産ブランドマークの表示使用を許可する。但しブランドマークの表示は自社で行う。ブランドマークの購入を希望する事業者には販売する。ブランドマークのデータ使用は、認定企業からの申請により無料で提供する。
- ・ 認定商品は、広く消費者にPRするため、マスコミへの積極的な情報提供を行い、焼津水産ブランドホームページへ掲載する。
- ・ 静岡商工会議所との合同商談会への参加。費用の一部を協議会で負担する。
- ・ うみえ～る焼津、焼津さかな工房での販売。※条件は店舗ごと異なります。
- ・ 商品開発で専門家による指導。
- ・ 焼津駅構内「焼津地場産品展示コーナー（有料）」、焼津さかなセンター内焼津市観光協会ブース（無料）への展示
- ・ 展示会や商談会に出展した事業所への出展料補助をおこなう。
- ・ 焼津みなとまつり（4月開催）へ独自出店した企業への出店料の補助を行う

15. 更新申請・応募期間

更新申請【焼津水産ブランド 既存・新規認定商品の更新申請】

9月1日～9月30日

新規応募【焼津水産ブランド 新規認定商品（水産加工品・栄養補助食品）への申請】

9月1日～10月30日

16. 審査・発表（予定）

更新審査【焼津水産ブランド 既存・新規認定商品の更新審査結果】

発表2月（予定）

新期審査【焼津水産ブランド 新規認定商品（水産加工品・栄養補助食品）の審査と審査結果発表】

審査会：11月下旬～12月上旬にかけて試食を審査員へ送付する。

内示発表2月（予定）

※公式発表は、3月の認定証授与式（焼津商工会議所通常議員総会にて）で公式発表とし報道機関へ発表いたします。

17. 新規認定商品の更新

焼津市クラスター協議会役員による商品確認審査を行う。

※専門審査の項目を準用する。

18. 応募用紙類及び添付書類

会議所所定の応募用紙を当所に請求または焼津商工会議所のホームページ上からダウンロードしてください。商品の紹介パンフレット等がある場合は、申請時に提出してください。

【応募・問合せ先】

焼津商工会議所 焼津市水産業クラスター協議会 担当：山竹

焼津市焼津4-15-24 TEL 628-6251 FAX 628-6300

URL：http://www.yaizucci.or.jp E-mail：yama@yaizucci.or.jp